

証券コード 6930
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都荒川区西尾久七丁目49番8号

日本アンテナ株式会社

代表取締役社長 瀧澤 功 一

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月28日（火）午後5時30分までに書面又はインターネットにより議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区西尾久七丁目49番8号
日本アンテナ株式会社 本社 本館5階 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
◎駐車場の準備はございません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト

(アドレス<https://www.nippon-antenna.co.jp>)に掲載させていただきます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類（55頁～63頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

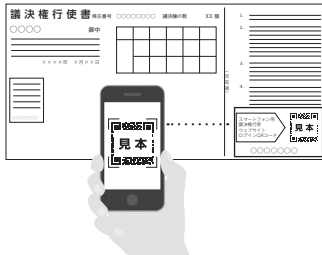
- ・感染予防の観点から、可能な限りインターネット又は郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・本株主総会にご出席される株主様は、総会開催時現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場ください。会場内におきましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付にて、手指のアルコール消毒と検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、発熱または倦怠感、咳などの症状が認められる方は、入場をお断りする場合があります。
- ・会場におきましては、感染予防のため間隔をあけた座席配置とさせていただきます。
- ・当社関係者はマスク等を着用して対応させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

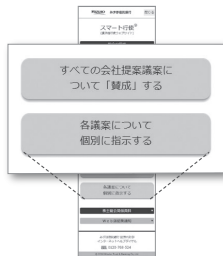
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

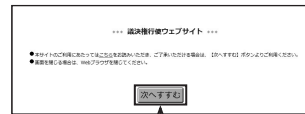
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

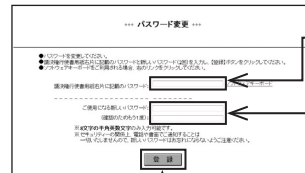
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

文中の将来に関する事項は、当連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進展し景気回復への期待が高まりましたが、新たな変異株の出現もあり収束の見通しが立たない状況が続いております。

また、ロシア・ウクライナ情勢の世界経済への影響や、半導体を始めとした部材の供給不足や価格の高騰といった景気の下振れ要因によって、状況は日々厳しさを増しております。

当業界において、テレビ関連機器販売の市場に関しましては、コロナ禍による巣ごもり需要の反動減から景気の停滞が継続しております。また、新設住宅着工戸数に関しまして、テレワークの普及等を背景に住宅需要が拡大し前連結会計年度比で増加傾向にありますが、建材価格の高騰等が足かせとなり、先行きの不透明な状況が続いております。

通信関連機器につきましても、官需向け、民需向けともに捗々しくない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、環境に左右されない経営基盤作りに取り組み、収益性に重点をおいた企業活動の推進や、新製品の開発、コストダウンへの継続的取組、業務の効率化による経費の適正な運営等に努めてまいりました。

しかしながら、ソリューション事業は堅調に推移したものの、通信用アンテナは前期好調であった官需向けの反動減から脱せず、また、テレビ関連機器も低調であったことから、当連結会計年度の売上高は12,606百万円（前連結会計年度比17.6%減）となりました。

利益面につきましては、売上減による影響の他、前連結会計年度に実施した海外子会社の取得に伴う相乗効果の発揮を企図して生産体制や研究開発環境の整備を行い、当社グループ全体として将来を見据えた設備投資や人材強化を実施したこと等から、営業損失は1,299百万円（前連結会計年度は284百万円の営業利益）、経常損失は1,225百万円（前連結会計年度は230百万円の経常利益）となりました。また、希望退職者の募集に伴う割増退職金等の計上等により、親会社株主に帰属する当期純損失は1,766百万円（前連結会計年度は79百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業部門別売上の概況は次のとおりであります。

(送受信用製品販売事業)

放送関連機器の売上高につきましては、主に家庭用機器のコロナ禍による巣ごもり需要後の低迷が続いており前連結会計年度比減となりました。

通信用アンテナの売上高につきましては、通信モジュール用アンテナが期初の想定に及ばず、官需向けデジタル無線用アンテナは前期の需要からの反動減の影響が継続したことから、前連結会計年度比減となりました。

この結果、売上高は10,648百万円（前連結会計年度比20.3%減）、営業損失は107百万円（前連結会計年度は1,518百万円の営業利益）となりました。

(ソリューション事業)

主力のビル内共聴工事が期を通して低調に推移しましたが、一部に大型案件の寄与もあり、売上高は1,957百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益は200百万円（前連結会計年度比165.3%増）となりました。

事業部門別売上高及び構成比

(単位：百万円)

事業部門	売上高	前連結会計年度比	構成比
送受信用製品販売事業	10,648	△20.3%	84.5%
ソリューション事業	1,957	1.2	15.5
合計	12,606	△17.6	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額は482百万円であり、その主なものとしては、新製品の研究開発及び生産体制強化のため、機械・測定器・ソフトウェア等に413百万円の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 2019年3月期	第 67 期 2020年3月期	第 68 期 2021年3月期	第 69 期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百 万 円)	16,692	16,535	15,297	12,606
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,054	768	230	△1,225
親会社株主に帰属する当期純 利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,090	497	△79	△1,766
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	93.86	45.35	△7.38	△170.10
総 資 産 (百 万 円)	24,008	23,466	23,207	21,685
純 資 産 (百 万 円)	19,392	19,412	18,882	16,967
1株当たり純資産額 (円)	1,766.95	1,768.77	1,818.74	1,633.03

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しており、第69期に係る企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第67期及び第68期の1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。
3. 第68期は中華人民共和国における連結子会社(孫会社)の持分取得に関する諸費用や固定資産処分損等により、79百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
4. 第69期は市場環境の変化等に伴う業績の悪化に加え、希望退職制度導入に伴う特別損失や繰延税金資産の取り崩しにより、1,766百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
5. 第69期の1株当たり当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 2019年 3 月期	第 67 期 2020年 3 月期	第 68 期 2021年 3 月期	第 69 期 2022年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高 (百 万 円)	16,121	15,730	14,381	11,679
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,007	726	462	△484
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,032	464	127	△1,094
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	88.94	42.31	11.85	△105.43
総 資 産 (百 万 円)	23,699	23,135	22,511	21,040
純 資 産 (百 万 円)	19,124	19,180	18,716	17,301
1株当たり純資産額(円)	1,742.54	1,747.61	1,802.74	1,665.24

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しており、第69期に係る当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第67期及び第68期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。
3. 第69期は市場環境の変化等に伴う業績の悪化に加え、希望退職制度導入に伴う特別損失や繰延税金資産の取り崩しにより、1,094百万円の当期純損失となりました。
4. 第69期の1株当たり当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	事 業 内 容
石 巻 ア テ ッ ク ス 株 式 会 社	92,500千円	100%	アンテナ及び映像通信用 電子機器の製造
上 海 日 安 天 線 有 限 公 司	109,687千人民元	100%	アンテナ及び映像通信用 電子機器の開発・販売
日 安 天 線 (蘇 州) 有 限 公 司	49,341千人民元	(100%)	アンテナ及び映像通信用 電子機器の製造

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であります。

2. 日安天線（蘇州）有限公司の「出資比率」欄の（ ）内は間接所有であり、上海日安天線有限公司が所有しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの新たな変異株発生への懸念もあり未だに収束の目途が立たない状況が続いております。また、ロシア・ウクライナ問題による地政学的リスクの高まりや円安の急速な進行、原材料やエネルギー価格の高騰といった景気の下振れ要因も多く、世界情勢は一層厳しさを増しております。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、テレビの出荷台数についてはコロナ禍による巣ごもり需要の反動減が続いており今後も厳しい事業環境が継続するものとみております。また、新設住宅着工戸数は前連結会計年度比で増加傾向にありますが、コロナ禍以前の水準には至っておりません。

一方、総務省の「周波数再編アクションプラン」に伴う官公庁向け、事業者向けのアンテナや、I o T市場に関連する通信モジュール用アンテナについては、今後需要が拡大していくものとみております。

ソリューション事業においては、新築ビル内共聴工事、ビル内共聴改修工事等が中心となると予想しております。

次期の業績見通しについては、現時点での予想は次のとおりであります。

(括弧内は対前連結会計年度比・前期比)

	(連 結)		(個 別)	
売上高	13,600百万円	(7.9%増)	11,900百万円	(1.9%増)
営業損失(△)	△1,170百万円	(-)	△670百万円	(-)
経常損失(△)	△1,170百万円	(-)	△640百万円	(-)
当期純損失(△)	△1,200百万円	(-)	△670百万円	(-)

(第7次中期経営計画について)

このような状況の中で、当社グループは当連結会計年度に中期経営計画(第7次)の2年目を迎えました。新たなビジネスモデルの構築に向け一層尽力し、全てのステークホルダーが将来にわたり活動を続けていけるサステナブルな社会を実感できるよう努めてまいります。

中期経営計画の骨子は、下記の3つであります。

①成長の源泉

多くの電波利用機器が急速に普及している現代社会において、電波は生活の重要な基盤となっております。当社は「見えない電波をコントロールする」という当社グループの優位性を活かし、超スマート社会の実現へ向けて貢献してまいります。また、当社が築き上げてきた強みを発展させ、より豊かな社会の成長に資することのできる人財の育成に注力しております。

②成長の進路

市場と当社を繋げるeコマースサイト「日アンねっと」を将来に向けての成長の基盤と捉え更なる品質向上を目指してまいります。当サイトを通じて市場と情報の授受をタイムリーに行い、価格・品質・納期の最良化を引き続き推進いたします。

また、総務省が主導する「周波数再編アクションプラン」に関しましても、社会を成長させるための重要な指針と考えております。当社がこれまで培ってきた各種チャネルと磨き上げたコアコンピタンスを最大限に発揮し当プランに沿った事業展開に積極的に取り組んでおります。同時に、ソリューション事業等の新しい分野にも歩を進め、あらゆるステークホルダーからの要望を企画開発に活かし持続的な企業価値の創出を目指してまいります。

さらに、世界的にも「超高速・大容量通信」「多数同時接続」「超低遅延」が可能な通信環境の整備が求められているところから、グローバルな課題解決へ貢献すべくアジア圏を足掛かりとした海外市場の開拓に尽力し付加価値の創造に注力しております。

③経営基盤の最適化

購買業務の集中化と製品の改良・改造活動の推進により、あらゆる調達コストの低減に向けて継続的に取り組んでおります。

また、コストの適正化を行うため、事業プロセスの最適化と生産工程の自動化を推進する一方、事業拠点の抜本的な見直しを含めた経営資源の適切な再分配を実施しております。

これらを通じて、引き続き環境に左右されない強固な経営基盤作りに全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※業績見通しは、現在入手可能な情報と、当社が現時点で合理的であると判断する一定の条件に基づいており、実際の業績は見通しと大きく異なることがあります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社の企業集団は、当社及び子会社3社で構成されており、通信用・テレビ受信用等各種アンテナ及び映像通信用電子機器の製造販売と、電気通信工事並びにこれに付帯する事業を営んでおります。

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社 東京都荒川区西尾久七丁目49番8号
工 場 蕨工場(埼玉県蕨市) 川里工場(埼玉県鴻巣市)
支 店 横浜支店(横浜市戸塚区) 名古屋支店(名古屋市瑞穂区)
大阪支店(大阪市淀川区) 福岡支店(福岡市博多区)
営 業 所 札幌営業所(札幌市東区) 他13営業所
出 張 所 水戸出張所(茨城県水戸市) 他3出張所

② 重要な子会社の事業所

国 内 石巻アテックス株式会社(宮城県石巻市)
海 外 上海日安天線有限公司(中華人民共和国上海市)
海 外 日安天線(蘇州)有限公司(中華人民共和国蘇州市)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
640名	8名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループ外からの出向者を含み、当社グループ外への出向者を含んでおらず、また臨時使用人は含んでおりません。

2. 事業部門別の内訳

事 業 部 門	使 用 人 数
送 受 信 用 製 品 販 売 事 業	521名
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	31名
全 社 (共 通)	88名
合 計	640名

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
477名	6名減	47.8歳	17.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、社外からの出向者を含み、社外への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,300,000株 (自己株式3,444,962株を含む)
- ③ 株主数 2,233名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
瀧澤豊	861千株	7.93%
光通信株式会社	806千株	7.43%
瀧澤功一	778千株	7.17%
株式会社りそな銀行	538千株	4.96%
瀧澤賢二	520千株	4.79%
西川喜代子	500千株	4.61%
株式会社 U H P a r t n e r s 3	500千株	4.61%
株式会社 U H P a r t n e r s 2	482千株	4.44%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	479千株	4.42%
大野榮子	447千株	4.12%

- (注) 1. 当社は自己株式3,444,962株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (3,444,962株) を控除して計算しております。
3. 上記株式会社日本カストディ銀行 (信託口) のうち、信託業務にかかる株式数は465千株であります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
瀧澤 豊	取締役 会長	
瀧澤 功一	代表取締役 社長	
清水 重三	専務取締役	上海日安天線有限公司 董事 日安天線(蘇州)有限公司 董事
孫 長宏	取締役	上海日安天線有限公司 董事長兼總經理 日安天線(蘇州)有限公司 董事長兼總經理
城所 孝明	取締役	公認会計士 城所孝明公認会計士事務所 代表
栗原 克己	取締役	株式会社JVCケンウッド 社外監査役
濱野 英二	常勤監査役	
香月 裕爾	監査役	弁護士 株式会社フェイスネットワーク 社外取締役(監査等委員)
仲井 一彦	監査役	公認会計士・税理士 仲井一彦公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社大塚商会 社外監査役 コモタ株式会社 社外監査役 株式会社エスプール 社外取締役

- (注) 1. 取締役城所孝明氏及び取締役栗原克己氏は、社外取締役であります。
2. 監査役香月裕爾氏及び監査役仲井一彦氏は、社外監査役であります。
3. 取締役城所孝明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役栗原克己氏は、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い知見を有しております。
5. 監査役香月裕爾氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役仲井一彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役城所孝明氏、栗原克己氏及び監査役仲井一彦氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
8. 責任限定契約の内容の概要
- 各社外取締役及び各社外監査役は、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が定める最低責任限定額まで限定する契約を締結しております。

9. 会社役員賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、会社役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

- ② 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

- ③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	非金銭報酬等 (百万円)	対象となる 役員の員数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	139 (10)	139 (10)	—	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (9)	21 (9)	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	161 (19)	161 (19)	—	9 (4)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬の限度額は、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額190百万円以内（うち社外取締役20百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。

なお、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）を決議いただいております。

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する3事業年度毎に設定されております。

該当期間における対象者4名に対して当該株式給付信託内で付与されるポイントに相当する株式数及びその取得価額は、2022年3月末日で終了する事業年度及び2023年3月末日で終了する事業年度においては年間80,000株及び100百万円、上記以降に終了する事業年度においては120,000株及び150百万円を上限としております。

これらは、上記に記載した基本報酬の限度額である年額190百万円とは別に設定されたものであります。

監査役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しておりましたが、2021年5月25日の取締役会において当該方針を改定いたしました。この改定の内容は、主に取締役の株式報酬について規定したものであります。

また、2022年3月28日の取締役会において、当該方針を改定いたしました。この改定の内容は、取締役の基本報酬テーブル作成及び各人別の金額の決定について、指名・報酬委員会の答申を尊重し取締役会決議により行うことを規定したものであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等につきましては、金銭による月額固定報酬及び株式報酬を原則としております。

取締役の個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬につきましては、月額固定報酬に関するテーブルを作成し、各人別の金額は、このテーブルに当てはめて決定することを基本としております。

このテーブルは、代表取締役・取締役の別、委嘱された業務執行の役職・職責や、当社グループの業績状況、他社の状況等を総合的に勘案して作成しております。

テーブルの作成及び各人別の金額の決定は、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬委員会の答申を尊重し取締役会決議により行います。

b. 非金銭報酬に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）

株式報酬は、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資することを目的として、業績連動型報酬といたします。

支給対象は、取締役（社外取締役を除く。）といたします。

取締役会で定める株式給付規程において業績目標の内容等を規定し、当該規程に基づき役位及び業績目標の達成状況に応じて算出したポイントにより、支給株数を定めます。

支給時期は、取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした時といたします。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度におけるテーブルの作成及び各人別の金額の決定は、株主総会で決議された範囲内において取締役会の委任を受けた代表取締役社長が行いましたが、2022年3月28日の取締役会において役員個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定し、報酬等の決定の委任を行わず取締役会決議によるものといたしました。

d. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

上記のとおり、2021年5月25日及び2022年3月28日の取締役会において、役員個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。

監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議により決定し、また基本報酬のみとし、金銭による月額固定報酬として、在任中に支払うものといたします。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定に関しては、取締役会は代表取締役社長瀧澤功一氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任いたしました。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ただし、2022年3月28日の取締役会において役員個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定し、報酬等の決定の委任を行わず取締役会決議によるものといたしました。

ホ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役城所孝明氏は、城所孝明公認会計士事務所の代表であります。
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
2. 取締役栗原克己氏は、株式会社JVCケンウッドの社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
3. 監査役香月裕爾氏は、弁護士であり、株式会社フェイスネットワークの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
4. 監査役仲井一彦氏は、仲井一彦公認会計士・税理士事務所の代表であります。また仲井一彦氏は株式会社大塚商会及びコマタ株式会社の社外監査役並びに株式会社エスプールの社外取締役であります。当社とこれらの兼職先の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 城所 孝明	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士として専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べ、特に当社グループの業務執行の有効性や効率の向上に資する発言を行っております。</p> <p>また当社を取り巻く環境の変化やリスクを把握するため、当社の経営方針示達会議である運営会議への出席、予算実績管理を目的とした予算委員会資料の確認、内部監査部門より内部監査結果の報告を受けると共に、代表取締役社長との意見交換、監査役会へ出席し、常勤監査役及び社外監査役と意見交換を行い、また当社のコーポレートガバナンス・コード対応について助言を行う等、コーポレート・ガバナンス強化に関する機能を果たしております。</p>

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栗原 克己	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>会社役員として、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社取締役会において企業価値向上に資する発言を行っております。</p> <p>また、当社を取り巻く環境の変化やリスクを把握するため、当社の経営方針示達会議である運営会議への出席、予算実績管理を目的とした予算委員会の資料の確認、内部監査部門より内部監査結果の報告を受けると共に、代表取締役社長との意見交換、監査役会へ出席し、常勤監査役及び社外監査役と意見交換を行い、また当社のコーポレートガバナンス・コード対応について助言を行う等、経営戦略向上の機能を果たしております。</p>
社外監査役 香月 裕爾	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社のコーポレートガバナンス・コード対応について指摘を行う他、監査役会において、当社コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 仲井 一彦	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社のコーポレートガバナンス・コード対応について指摘を行う他、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

- ハ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前事業年度会計監査人の実績等を参考に、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を確認した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意しております。

3. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性・専門性及び品質管理状況、並びに監査活動の適切性及び効率性等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 当社並びに子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役及び使用人が、誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観・行動の拠り所となる「行動指針」を定め、周知徹底を図っております。

また、取締役及び使用人の法令・定款遵守を徹底するため、管理統括部は関係規程や行動指針の制定・整備等を行い、コンプライアンス小冊子等による啓蒙教育活動を実施するとともに、コンプライアンス諸課題に係る情報収集と法令等遵守が可能な環境作りのための指導・教育を行っております。また、取締役、監査役並びに各執行役員により構成された「経営会議」において情報共有と対応策の検討を行うことによりコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。

取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、また必要に応じ監査役の意見を求め、あるいは外部の専門家を起用しアドバイスを受け、違反行為を未然に防止いたします。

当社並びに子会社について、内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行います。法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、速やかに取締役会及び監査役会に報告いたします。

当社並びに子会社について、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うとともに、通報を行った者へのいかなる不利益な取扱いも禁止いたします。

取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、代表取締役社長及び独立社外取締役を委員とし、委員長を独立社外取締役の中から選出し、また委員の過半数を独立社外取締役とすることにより、取締役の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については適正に記録し、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うこととし、常時閲覧可能な状態を維持いたします。

③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社並びに子会社の事業展開に係る損失の危険の発生を未然に防止するため各執行役員は担当する部門に関するリスク諸課題に係る情報や管理状況について経営会議等へ報告いたします。

経営会議はリスク諸課題の情報共有と対策の検討を行い、定期的に取り締役に報告いたします。

取締役会は経営会議の報告を受け、リスク管理体制の整備及び運用状況を監督いたします。

不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置・組織し迅速に対応を行い損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画及び年度事業計画を立案し、連結ベースの目標を設定しております。

また、取締役、監査役並びに各執行役員及び各部門長により構成された「予算委員会」において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させ、効率的な業務遂行体制を構築しております。

取締役の職務執行が効率的に行われるための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、経営の基本方針及び経営に関わる重要事項のすべてを付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を行い、その審議を経て決定しております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」及び「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への稟議・報告制度による子会社経営の管理を行っております。

個々の子会社を所管担当する取締役及び担当部署は、子会社の業務執行状況を十分に把握し、損失の危険及び法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会及び監査役会に報告することとしております。

また、内部監査室等による当社並びに子会社への監査を通じて業務執行状況のチェックを行っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合は、監査の支援のために補助すべき使用人を置くことができることとしております。
また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないこととしております。
当該補助使用人の人事異動、評価、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議し実施することとしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は当社並びに子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度報告するものとし、また監査役会の定めるところに従い監査役の要請に応じて必要な事項の報告及び情報提供を行っております。
当社は、上記記載の当社監査役への報告を行ったすべての者について、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社に周知いたします。
監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、業務執行に関する重要会議の開催責任者は、監査役の出席を求めることとしております。
また、内部監査室は、監査役との間で、内部監査計画の策定、内部監査結果等について密接な情報交換及び連携を図っております。
取締役は監査役に協力し、監査に係る諸費用については、会社が速やかに支払を行うこととしております。

(注) 上記の内容は、会議体の再編に伴い、2022年3月28日開催の当社取締役会の決議により、一部改定したものであります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

「行動指針」は、社内イントラネットに掲示し、継続して全役職員への周知徹底を行いました。コンプライアンス委員会を当事業年度中に3回開催し、コンプライアンス意識の浸透を図りました。

また、コンプライアンスについての理解度を深めるため、e-learningを実施しました。

② 取締役の職務執行

取締役会を毎月開催し、法令や定款に定める重要な事項を審議するほか、各取締役・執行役員の仕事執行状況の報告を通じて、取締役間の意思疎通を図りました。

役付取締役により構成される常務会を毎月開催し、経営に関する意思決定を迅速かつ効率的に行いました。

常勤の役員が出席する予算委員会を毎月開催し、各部門の業績の状況を把握し、課題の解決を図りました。

③ 監査役監査の実効性確保

社外取締役や内部監査室は、監査役との定期的な情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。

常勤監査役は、コンプライアンス委員会、予算委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席しました。

④ リスク管理

リスク管理委員会を定期的に開催して当社並びに子会社のリスクの認識と把握を行いました。

⑤ 企業集団における業務の適正の確保

各子会社を所管担当する取締役及び担当部署は、子会社の経営状況に関する月次報告を受け、適切な管理を行いました。

内部監査室は、当社の各事業所並びに子会社の監査計画を立案し、これに基づいた監査を実施して、業務執行の状況を確認しました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,925	流動負債	3,257
現金及び預金	9,295	支払手形及び買掛金	1,553
受取手形	481	工事未払金	128
売掛金	2,526	リース債務	18
契約資産	44	未払法人税等	3
電子記録債権	487	未払費用	170
有価証券	199	賞与引当金	236
商品及び製品	1,909	その他の	1,145
仕掛品	70	固定負債	1,460
原材料及び貯蔵品	1,192	リース債務	24
未成工事支出金	34	退職給付に係る負債	734
その他	683	株式給付引当金	319
貸倒引当金	△0	長期未払金	156
固定資産	4,760	繰延税金負債	225
有形固定資産	2,736	その他の	0
建物及び構築物	1,345	負債合計	4,718
機械装置及び運搬具	297	純資産の部	
工具器具備品	346	株主資本	16,449
土地	698	資本金	4,673
リース資産	46	資本剰余金	6,383
建設仮勘定	2	利益剰余金	8,549
無形固定資産	184	自己株式	△3,157
ソフトウェア	180	その他の包括利益累計額	518
ソフトウェア仮勘定	1	その他有価証券評価差額金	200
その他	2	為替換算調整勘定	314
投資その他の資産	1,838	退職給付に係る調整累計額	2
投資有価証券	836	純資産合計	16,967
繰延税金資産	46	負債・純資産合計	21,685
その他	955		
貸倒引当金	△0		
資産合計	21,685		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,606
売上原価		8,660
売上総利益		3,945
販売費及び一般管理費		5,244
営業損失		1,299
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
為替差益	30	
その他	19	82
営業外費用		
支払利息	7	
その他	1	8
経常損失		1,225
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産処分損	24	
投資有価証券売却損	2	
会員権売却損	0	
特別退職金	313	340
税金等調整前当期純損失		1,566
法人税、住民税及び事業税	36	
法人税等調整額	163	200
当期純損失		1,766
親会社株主に帰属する当期純損失		1,766

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,673	6,378	10,588	△3,159	18,481
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			7		7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,673	6,378	10,596	△3,159	18,488
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△280		△280
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,766		△1,766
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 処 分		5		7	12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	5	△2,046	1	△2,039
当 期 末 残 高	4,673	6,383	8,549	△3,157	16,449

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	254	136	9	401	18,882
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	254	136	9	401	18,890
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△280
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,766
自 己 株 式 の 取 得					△5
自 己 株 式 の 処 分					12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△54	177	△7	116	116
連結会計年度中の変動額合計	△54	177	△7	116	△1,922
当 期 末 残 高	200	314	2	518	16,967

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 石巻アテックス株式会社
上海日安天線有限公司
日安天線（蘇州）有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、原材料、仕掛 主として総平均法に基づく原価法及び移動平均法に基づく原価法
品
 - ・貯蔵品、未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 株式給付引当金

当社は従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、国内連結子会社については、中小企業退職金共済制度に加入しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品及び製品の販売

送受信用製品販売事業においては、主に放送・通信機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足後、別途定める条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ロ. 工事契約

ソリューション事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

⑥ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる、主な変更は以下のとおりであります。

- ・従来は売上原価、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、及び営業外費用に計上していた売上割引について、当連結会計年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。
- ・工事契約に関して、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたところ、収益認識会計基準の適用により、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は116百万円減少し、売上原価は5百万円減少し、営業損失は43百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は7百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,736百万円

無形固定資産 184百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

事業用資産は、管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行い、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっている等を判断材料に減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

② 主要な仮定

減損の兆候の有無の判定は過去実績及び将来の経営計画を基礎として算定しており当該経営計画は、市場動向や生産計画等について合理的な仮定を置いて策定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響に関しましては、収束時期を正確に予測することは困難な状況であり、当連結会計年度と同様の状況が翌連結会計年度も続くとして仮定して会計上の見積りを行っております。

市場動向や生産計画等の仮定は、製品を販売している国又は地域の経済状況の影響、供給先の需要動向や半導体不足に伴う生産計画の変更等の影響を受けるため、不確実性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の経営計画は現時点における最善の見積もりであると考えておりますが、市場の動向や生産計画に基づく見積りは不確実性を伴い、見積もりと将来の結果が異なる可能性があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見直しには不確実性を伴うため、当該感染症の収束に更に時間を要する場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「支払利息」は1百万円であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

8,029百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,300千株	一千株	一千株	14,300千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,917千株	0千株	8千株	3,909千株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 自己株式の株式数の減少8千株は、従業員向け株式給付信託からの給付による自己株式の減少であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式が、465千株含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月29日開催の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 280百万円
- ・1株当たり配当額 26円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

(注) 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
2022年6月29日開催の第69回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	227百万円
・ 1株当たり配当額	21円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、余裕資金については、安全性の高い金融商品で運用しております。一部デリバティブを組込んだ複合金融商品を保有しておりますが、予めリスクの容認程度を設定し、その範囲内での運用に限定しております。なお、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、デリバティブを組込んだ複合金融商品（他社株転換可能債）であり、信用リスク、流動性リスク及び価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、その一部には、外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、当社及び当社の連結子会社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的にモニタリングするほか、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券に関しては、投資時に発行体を信用力の高い金融機関に限定し、想定されるリスクについて十分に把握、協議を経ることにより、また、運用期間中は対象銘柄の株価動向等及び取引金融機関から提示される時価情報を継続的に把握することにより管理しております。契約の締結に関しては、担当部署が、関係する社内規程に従い、適正な社内手続きを経て実行しております

投資有価証券に関しては、定期的に市場価格の時価や発行体の財務状況等を把握しております。

外貨建債権及び債務の為替変動リスクを低減するため、市場の動向に応じ、必要な範囲内で為替予約取引を利用しております。

支払手形及び買掛金、工事未払金は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金計画を見直す等の方法により、そのリスクを回避しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	979	979	—
資産合計	979	979	—

(注) 1 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、工事未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結計算書類計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式	57

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	779	—	—	779
債券	—	199	—	199
資産計	779	199	—	979

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、取引金融機関から提示される価格を用いて評価しております。債券は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	送受信用製品販売事業	ソリューション事業	
財又はサービスの移転時期			
一時点	10,648	1,414	12,062
一定の期間	—	543	543
顧客との契約から生じる収益	10,648	1,957	12,606
外部顧客への売上高	10,648	1,957	12,606

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「会計方針」に記載のとおり

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,577百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,495百万円
契約資産（期首残高）	一百万円
契約資産（期末残高）	44百万円
契約負債（期首残高）	11百万円
契約負債（期末残高）	21百万円

契約資産は、主に工事契約において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に工事契約における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が44百万円増加した主な理由は、会計方針の変更等によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務の残存期間別の残高は次のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1年内	348百万円
<u>1年超</u>	<u>98百万円</u>
合計	446百万円

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,633円03銭

(2) 1株当たり当期純損失 170円10銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式を控除する他、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式（当連結会計年度末465千株、期中平均株式数435千株）を控除する自己株式に含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(従業員向け株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の従業員に対して、当社が定める株式給付規程に定める一定の条件により、貢献度等に応じてポイントを付与し、当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する株式報酬制度であります。なお、当社の従業員が当社の株式の給付を受ける時期は、原則として事業年度毎となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度344百万円、385千株であります。

(役員向け株式給付信託)

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、断りのない限り同様とする。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会に本制度の導入に関する議案を付議し、当該株主総会にて承認されました。この導入に伴い、2021年9月10日に本信託が当社株式80,000株を取得しております。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規定（役員向け）に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、あわせて「当社株式等」という。）を、本信託を通じて、各取締役に給付する業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度68百万円、80,000株であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,223	流 動 負 債	2,492
現金及び預金	8,787	支払手形	58
受取手形	351	買掛金	1,118
売掛金	2,218	工事未払金	128
契約資産	44	一時預め	6
電子記録債権	487	未払費用	726
有価証券	199	前払費用	133
商品及び製品	1,704	未成工事受入金	6
仕掛品	1	未成工事受入金	15
材料及び貯蔵品	719	預り金	21
未成工事支出金	34	賞与引当金	234
未収入金	552	その他の	42
貸倒引当金	120	固 定 負 債	1,246
	△0	リース債権	13
固 定 資 産	5,817	退職給付引当金	738
有形固定資産	1,732	株式給付引当金	319
建物	705	長期未払金	80
構築物	11	繰延税金負債	94
機械装置	59	その他の	0
工具器具備品	234	負 債 合 計	3,738
土地	698	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	19	株 主 資 本	17,101
	2	資 本 金	4,673
無形固定資産	120	資 本 剰 余 金	6,383
ソフトウェア	117	資本準備金	6,318
ソフトウェア仮勘定	1	その他の資本剰余金	64
その他の	2	利益剰余金	9,201
投資その他の資産	3,964	利益剰余金	407
投資有価証券	836	利益剰余金	8,794
関係会社株	1,825	その他利益剰余金	9,320
長期貸付金	444	別途積立金	△525
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	△3,157
長期前払費用	153	自 己 株 式	200
保険積立金	588	評価・換算差額等	200
その他の	116	その他有価証券評価差額金	200
貸倒引当金	△0	純 資 産 合 計	17,301
資 産 合 計	21,040	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,040

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		11,679
売上原価		7,592
売上総利益		4,087
販売費及び一般管理費		4,608
営業損失		520
営業外収益		
受取利息及び配当金	29	
有価証券の利息	6	
その他	7	44
営業外費用		
為替差損	8	
その他	0	8
経常損失		484
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産処分損	15	
投資有価証券売却損	2	
会員権売却損	0	
特別退職金	313	332
税引前当期純損失		816
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	243	277
当期純損失		1,094

株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	4,673	6,318	59	6,378	407	3	9,320
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,673	6,318	59	6,378	407	3	9,320
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の取崩						△3	
剰余金の配当							
当期純損失							
自己株式の取得							
自己株式の処分			5	5			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	5	5	-	△3	-
当 期 末 残 高	4,673	6,318	64	6,383	407	-	9,320

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	837	10,569	△3,159	18,461	254	18,716
会計方針の変更による累積的影響額	7	7		7		7
会計方針の変更を反映した当期首残高	845	10,576	△3,159	18,469	254	18,724
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩	3	-		-		-
剰余金の配当	△280	△280		△280		△280
当期純損失	△1,094	△1,094		△1,094		△1,094
自己株式の取得			△5	△5		△5
自己株式の処分			7	12		12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					△54	△54
事業年度中の変動額合計	△1,371	△1,374	1	△1,367	△54	△1,422
当 期 末 残 高	△525	9,201	△3,157	17,101	200	17,301

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・子会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

- ・商品及び製品 総平均法に基づく原価法、ただし、購入製品については、移動平均法に基づく原価法
- ・原材料 移動平均法に基づく原価法
- ・仕掛品 総平均法に基づく原価法
- ・貯蔵品、未成工事支出金 個別法に基づく原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

送受信用品販売事業においては、主に放送・通信機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足後、別途定める条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 工事契約

ソリューション事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積もりの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④ 株式給付引当金 従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる、主な変更は以下のとおりであります。

- ・従来は売上原価、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、及び営業外費用に計上していた売上割引について、当事業年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。
- ・工事契約に関して、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたところ、収益認識会計基準の適用により、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は116百万円減少し、売上原価は5百万円減少し、営業損失は43百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は7百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,732百万円
無形固定資産	120百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

重要な会計上の見積りに関する注記については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,676百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 59百万円
 - ② 長期金銭債権 442百万円
 - ③ 短期金銭債務 110百万円

6. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- ① 仕入高 860百万円
 - ② 材料有償支給高 297百万円
- 営業取引以外の取引高 96百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,917千株	0千株	8千株	3,909千株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 自己株式の株式数の減少8千株は、従業員向け株式給付信託からの給付による自己株式の減少であります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式が、465千株含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金・未払費用	35百万円
賞与引当金	71百万円
退職給付引当金	226百万円
株式給付引当金	97百万円
長期未払金	24百万円
ゴルフ会員権等評価損	5百万円
減価償却費超過額	15百万円
一括償却資産償却超過額	2百万円
未払社会保険料	11百万円
減損損失	26百万円
棚卸資産評価損	147百万円
特別退職金	95百万円
繰越欠損金	199百万円
その他	10百万円

小計

969百万円

評価性引当額

△969百万円

計

－百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△88百万円
差額負債調整勘定	△2百万円
その他	△3百万円

計

△94百万円

繰延税金資産（負債）の純額

△94百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等 (人)	事業上の関係				
子会社	石巻アテックス(株)	所有 直接100% 被所有 (-)	-	当社製品の製造	材料の仕入	387	買掛金	37
					業務委託費	61	未払金	5
					材料の支給	297	未収入金	54
					出向料	8	未収入金	-
子会社	上海日安天線有限公司	所有 直接100% 被所有 (-)	2	当社製品の開発及び販売	材料の仕入	472	買掛金	60
					業務委託費	21	未払金	5
子会社	日安天線(蘇州)有限公司	所有 間接100% 被所有 (-)	2	当社製品の製造	資金の貸付金	442	長期貸付金	442
					貸付金の利息	5	未収収益	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売価格、材料等の仕入価格は、当社製品の市場価格を基準に当社と子会社とで検討の上決定しております。
2. 業務委託費、出向料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。
3. 資金の貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,665円24銭
- (2) 1株当たり当期純損失 105円43銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式を控除する他、従業員向け株式給付信託及び役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式(当事業年度末465千株、期中平均株式数435千株)を控除する自己株式に含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(従業員向け株式給付信託)

連結注記表を作成しているため記載を省略しております。

(役員向け株式給付信託)

連結注記表を作成しているため記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

日本アンテナ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 桐川 聡 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 篠田 友彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アンテナ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アンテナ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

日本アンテナ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 桐川 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 篠田 友彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アンテナ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、内部統制システムの整備・運用の高度化への継続的な取り組みが重要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

日本アンテナ株式会社 監査役会

常勤監査役	濱	野	英	二	Ⓔ
社外監査役	香	月	裕	爾	Ⓔ
社外監査役	仲	井	一	彦	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、収益性の向上と財務体質の強化に努めるとともに、収益力並びに内部留保の状況を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通配当21円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は227,955,798円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の目的事項の現状に即し整理するため、第2条（目的）に一部変更を加えるものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会資料等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 3. （省略）</p> <p>4. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく労働者派遣事業</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 3. （省略）</p> <p>4. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="798 185 904 213"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="775 231 1330 488">1. <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="775 500 1330 644">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="775 656 1330 799">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>たき ざわ ゆたか 瀧澤 豊 (1951年9月24日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1974年 4月 当社入社 1986年 5月 自動車機器統括部長 1989年 6月 取締役生産副本部長 1990年 1月 取締役第二営業本部長 1991年 6月 取締役第二生産本部長 1992年 6月 常務取締役 2006年 6月 専務取締役 2007年 6月 代表取締役社長 2018年 4月 代表取締役会長 2020年 6月 取締役会長(現任)</p>	861,050株
<p>【選任理由】 瀧澤 豊氏は、2007年に当社の代表取締役に就任して以来、長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験・実績・知見を有していることから、今後も当社の継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	<p>たき ざわ こう いち 瀧澤 功一 (1973年2月17日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>2003年 5月 当社入社 2010年 1月 通信機器営業部副部長 2012年 6月 通信機器営業部長 2012年 9月 上海日安天線有限公司 董事 2014年 4月 営業本部長(通信機器・工事担当) 2014年 6月 取締役営業本部長(通信機器・工事担当) 2014年12月 常務取締役営業本部長(営業本部統括・通信機器・工事担当) 2015年 5月 常務取締役営業本部長 2016年 4月 専務取締役営業本部長 2018年 4月 代表取締役社長(現任)</p>	778,414株
<p>【選任理由】 瀧澤功一氏は、2018年に当社の代表取締役社長に就任して以来、強力なリーダーシップをもって、経営の指揮を執ってまいりました。今後も当社の継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"> <small>し</small> <small>みず</small> <small>しげ</small> <small>み</small> 清 水 重 三 (1960年11月21日生) </p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 10px auto; padding: 2px 5px; text-align: center;">再 任</div>	<p>1983年 4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2009年 1月 当社入社 2009年 4月 管理部長 2009年12月 管理副本部長 2010年 6月 取締役管理本部長 2012年 9月 上海日安天線有限公司 董事(現任) 2016年 4月 常務取締役管理本部長 2018年 4月 専務取締役管理本部長 2020年 4月 専務取締役(現任) 2020年 9月 日安天線(蘇州)有限公司(旧蘇州華広電通 有限公司) 董事(現任) (重要な兼職の状況) 上海日安天線有限公司 董事 日安天線(蘇州)有限公司 董事</p>	1,000株
<p>【選任理由】 清水重三氏は、金融機関での豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社入社後は、管理面全般を担 っております。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果た し、当社の持続的な成長・企業価値の向上に貢献することができる人材と判断し、引き続き取締役候 補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p>孫 長 宏 (1964年8月10日生)</p> <p>再 任</p>	<p>2003年 4月 当社入社</p> <p>2010年 4月 上海日安電子有限公司 副総経理</p> <p>2013年 4月 上海日安天線有限公司 総経理</p> <p>2020年 6月 当社取締役(現任)</p> <p>2020年 6月 上海日安天線有限公司 董事長兼総経理(現任)</p> <p>2020年 9月 日安天線(蘇州)有限公司(旧蘇州華広電通 有限公司) 董事長兼総経理(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>上海日安天線有限公司 董事長兼総経理</p> <p>日安天線(蘇州)有限公司 董事長兼総経理</p>	—
<p>【選任理由】</p> <p>孫 長宏氏は、当社入社以来、主に中国拠点において営業、開発、生産に携わり、現場に精通した豊富な経験を有しております。今後も当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
5	<p>城 所 孝 明 (1968年12月7日生)</p> <p>再 任</p>	<p>2002年 4月 公認会計士登録</p> <p>2007年 8月 アーンストアンドヤング・トランザクション ・アドバイザー・サービス株式会社(現EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株 式会社) 入社</p> <p>2010年 7月 城所孝明公認会計士事務所開設(現任)</p> <p>2019年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>城所孝明公認会計士事務所 代表</p>	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>城所孝明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社グループにおける業務執行の適正の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	栗原 克己 <small>くり はら かつ み</small> (1956年3月24日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1978年 4月 株式会社リコー入社 2012年 4月 同社 常務執行役員 2015年 4月 同社 生産本部 生産品質保証センター 所長 2016年 6月 同社 常勤監査役 2020年 6月 株式会社JVCケンウッド社外監査役 (現任) 2020年 6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社JVCケンウッド社外監査役	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>栗原克己氏は、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の企業価値の向上のため、客観的な立場からの業務執行に対する助言やコーポレート・ガバナンスの一層の強化に期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の城所孝明氏及び栗原克己氏は、社外取締役候補者であります。
3. 城所孝明氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 栗原克己氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、城所孝明氏及び栗原克己氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は役員職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、会社役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、城所孝明氏及び栗原克己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

〔ご参考〕第3号議案の候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏名	組織運営スキル			事業運営スキル	
	企業経営	財務・ ファイナンス・M&A	法務・ リスクマネジメント	マーケティング・ 営業	製造・技術・研究開発
瀧澤 豊	○			○	○
瀧澤 功一	○			○	○
清水 重三	○	○	○		
孫 長宏	○			○	○
城所 孝明		○	○		
栗原 克己			○		○

(2022年3月31日現在)

以上

